

薬生食輸発0618第1号
令和元年6月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産未成熟えんどうのジニコナゾール及びメキシコ産アボカドのピフェントリン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号（最終改正：令和元年6月11日付け薬生食輸発0611第1号）により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査においてメキシコ産アボカドからピフェントリンを検出したため検査命令を行うこととしたこと、また、中国産未成熟えんどうのジニコナゾールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。
なお、メキシコ産アボカドにおいては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

1. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジニコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジニコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のメキシコの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アボカド及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ビフェントリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるビフェントリンが検出されるおそれがあるため。

を追加する。